



第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

1 人口及び世帯数の推移と推計

令和5(2023)年10月1日現在における本市の総人口は188,456人、総世帯数は78,680世帯です。年齢3区分をみると、平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけて、年少人口(0~14歳)は減少、生産年齢人口(15~64歳)は横ばいとなっており、大きく増加しているのは高齢者人口(65歳以上)です。また、令和5(2023)年時点の年少人口は26,077人で、平成30(2018)年と比較すると2,617人も減少しています。一方、高齢化率は平成30(2018)年の20.6%から、令和5(2023)年には21.9%にまで上昇しており、今後、高齢化率はさらに上昇することが予想されています(表2-1)。

なお、本市の人口は令和2(2020)年をピークに減少に転じています(表2-1)。今後も徐々に人口は減少していくことが予想されています(表2-2)。

また、令和4(2022)年の時点で、後期高齢者(75歳以上)の人口が前期高齢者(65~74歳)の人口を上回っています。今後も、後期高齢者の人口は増加することが予想されています(図2-2)。

表2-1 年齢区分別(3区分)住民基本台帳人口の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人口 (人)	総人口	189,031	190,007	190,155	189,543	188,999	188,456
	0~14歳	28,694	28,416	28,057	27,417	26,824	26,077
	15~64歳	121,412	121,974	121,865	121,426	121,162	121,129
	65歳以上	38,925	39,617	40,233	40,700	41,013	41,250
構成比率 (%)	0~14歳	15.2	15.0	14.8	14.5	14.2	13.8
	15~64歳	64.2	64.2	64.1	64.1	64.1	64.3
	65歳以上	20.6	20.9	21.2	21.5	21.7	21.9
世帯数(世帯)		74,919	76,114	76,868	77,360	78,014	78,680

(出典) 住民基本台帳 各年10月1日現在

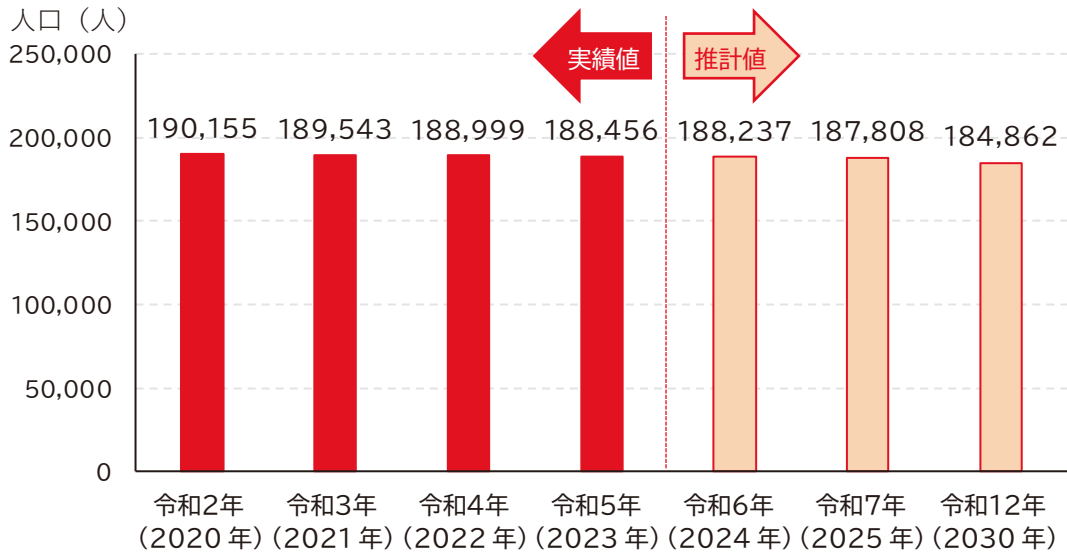
表2-2 年齢区分別(3区分)人口の将来推計

		実績値		推計値	
		平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
人口 (人)	総人口	185,179	190,155	187,808	184,862
	0~14歳	29,370	28,057	24,767	22,055
	15~64歳	119,982	121,865	121,109	118,117
	65歳以上	36,263	40,233	41,932	44,690
構成比率 (%)	0~14歳	15.9	14.8	13.2	11.9
	15~64歳	64.8	64.1	64.5	63.9
	65歳以上	19.6	21.2	22.3	24.2

(出典) 実績値 住民基本台帳
推計値 安城市による推計値

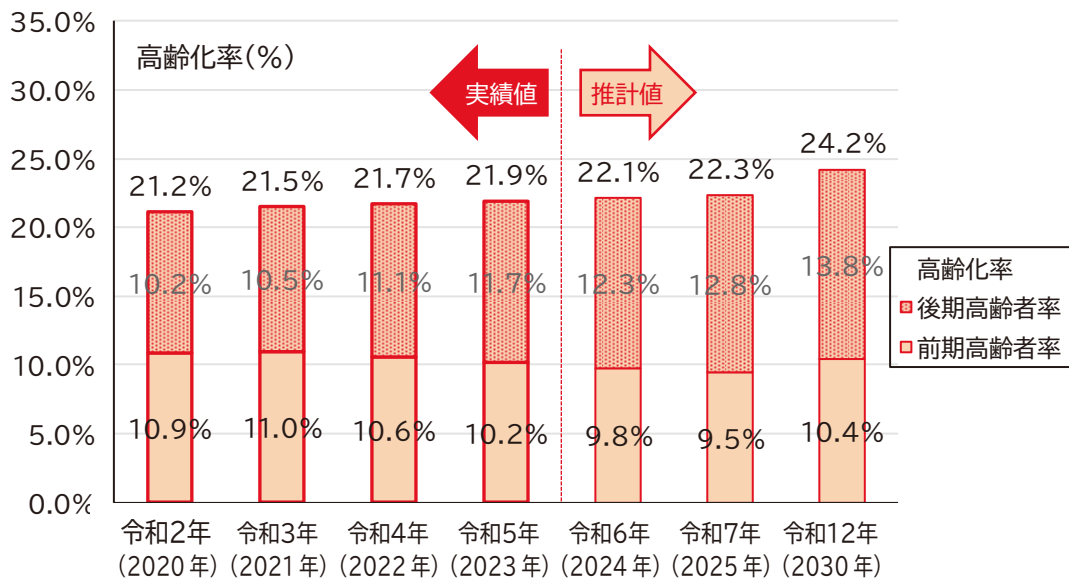
※実績値・推計値とも各年10月1日現在

図2-1 本市の人口の推移



(出典) 実績値 住民基本台帳
 推計値 安城市による推計値 ※実績値・推計値とも各年10月1日現在

図2-2 高齢化率の推移



(出典) 実績値 住民基本台帳
 推計値 安城市による推計値 ※実績値・推計値とも各年10月1日現在



2 福祉関係の統計

(1) 高齢者世帯数

本市の総世帯数は年々増加してきましたが、高齢者のいる世帯数については、令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけて減少に転じています。

表2-3 世帯の状況

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総世帯	74,628	75,406	76,803	77,201	77,579	78,352
高齢者のいる世帯 (総世帯数比)	25,964 (34.8%)	26,377 (35.0%)	26,778 (34.9%)	27,151 (35.2%)	28,140 (36.3%)	27,850 (35.5%)
うち高齢者単身世帯 (総世帯数比)	6,667 (8.9%)	6,862 (9.1%)	7,142 (9.3%)	7,444 (9.6%)	7,917 (10.2%)	8,031 (10.2%)
うち高齢者のみの世帯※ (総世帯数比)	6,498 (8.7%)	6,722 (8.9%)	6,976 (9.1%)	7,202 (9.3%)	7,606 (9.8%)	7,460 (9.5%)

※高齢者単身世帯を除く

(出典) 住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 障害のある人の内訳

本市に在住する障害のある人の人数(手帳所持者数)をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばいから減少傾向にあります。療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

表2-4 手帳所持者数

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体障害者手帳	5,038	5,010	4,979	4,986	4,973	4,931
療育手帳	1,305	1,361	1,410	1,437	1,526	1,596
精神障害者保健福祉手帳	1,254	1,323	1,475	1,524	1,662	1,778

(出典) 福祉のあらし(各年4月1日現在)

(3) 子どもの年齢内訳

本市に在住する子どもの人数は減少傾向にあります。年齢内訳は次のとおりです。

表2-5 年齢別子ども数

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
0~2歳(乳児)	5,576	5,482	5,243	5,018	4,698	4,414
3~5歳(幼児)	5,772	5,499	5,562	5,437	5,346	5,084
6~11歳(小学生)	11,676	11,754	11,591	11,424	11,188	11,067
12~14歳(中学生)	5,827	5,747	5,853	5,930	5,929	5,857
0~14歳(合計)	28,851	28,482	28,249	27,809	27,161	26,422

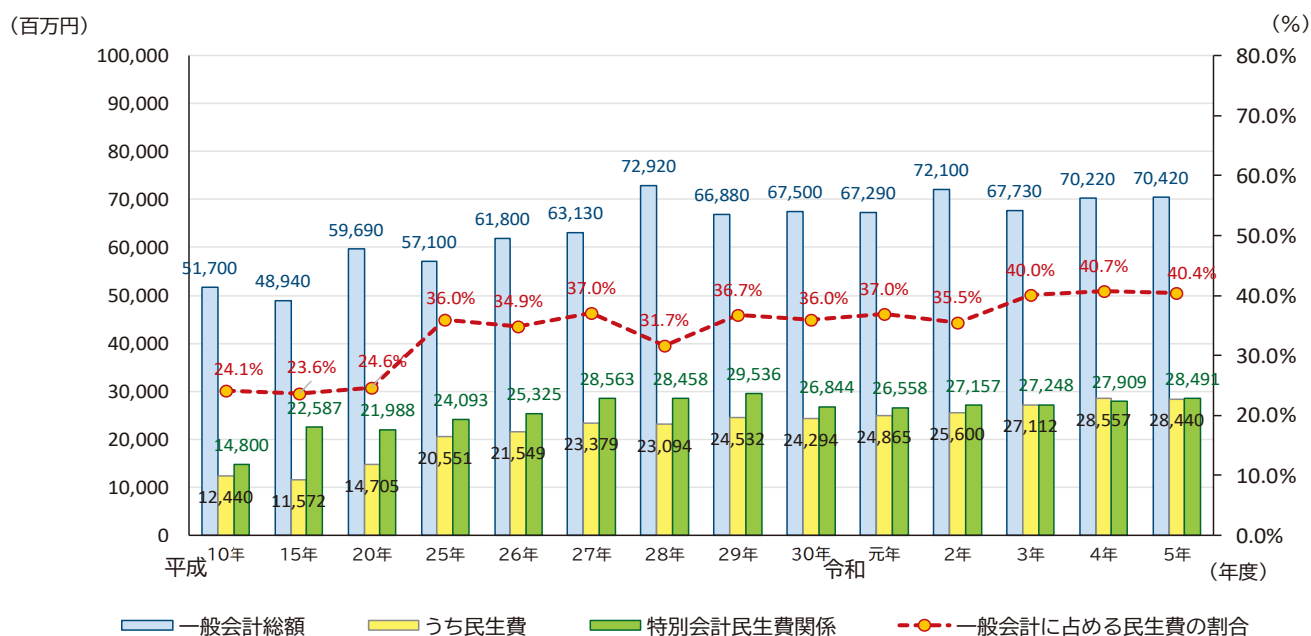
(出典) 住民基本台帳(各年4月1日現在)

3 予算の状況

市の一般会計の当初予算歳出額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減に関わらず、概ね増加の傾向にあります。平成30(2018)年度から令和5(2023)年度にかけての最近5年を比較してみると、一般会計の民生費は17.1%増、特別会計の民生費関係(※)は6.1%増となっています。また、令和5(2023)年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が40.4%を占めています。

表2-6、図2-3 市当初予算歳出額の推移 (単位:百万円)

年度	一般会計		特別会計 民生費関係	一般会計に占める 民生費の割合
	総額	うち民生費		
平成10年 (1998年)	51,700	12,440	14,800	24.1%
平成15年 (2003年)	48,940	11,572	22,587	23.6%
平成20年 (2008年)	59,690	14,705	21,988	24.6%
平成25年 (2013年)	57,100	20,551	24,093	36.0%
平成26年 (2014年)	61,800	21,549	25,325	34.9%
平成27年 (2015年)	63,130	23,379	28,563	37.0%
平成28年 (2016年)	72,920	23,094	28,458	31.7%
平成29年 (2017年)	66,880	24,532	29,536	36.7%
平成30年 (2018年)	67,500	24,294	26,844	36.0%
令和元年 (2019年)	67,290	24,865	26,558	37.0%
令和2年 (2020年)	72,100	25,600	27,157	35.5%
令和3年 (2021年)	67,730	27,112	27,248	40.0%
令和4年 (2022年)	70,220	28,557	27,909	40.7%
令和5年 (2023年)	70,420	28,440	28,491	40.4%



※特別会計民生費関係

- ①「国民健康保険事業」「老人保健事業」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の4会計を合計した金額です。
- ②「介護保険事業」は平成12(2000)年度から、「後期高齢者医療」は平成20(2008)年度から予算化されています。
- ③「老人保健事業」は平成22(2010)年度で廃止されています。



2-2 地域福祉資源の概況と特徴

1 福祉関係施設

市内には、福祉センターをはじめとした様々な施設があります。

図2-4 市内の福祉関係施設(一部)



2 福祉関係団体等

(1) 町内福祉委員会

① 町内福祉委員会の組織

町内福祉委員会は、各町内会の地域の実状に合わせて設置され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。

構成員は、地域で活動されている人や、福祉に関心のある人により構成されています。構成人数は、特に規定されていませんが、約10～20人の委員会が多数です。

② 町内福祉委員会の主な活動

町内福祉委員会の主な活動は次のとおりです。

- ア サロン、世代間交流事業の実施
- イ 地域での見守りが必要な人への見守り・生活支援・災害時支援
- ウ 福祉意識の啓発
- エ 住民意識調査、福祉マップの作成
- オ 福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- カ 福祉だよりの発行

表2-7 町内福祉委員会の区域

地区社協名 〔概ねの中学校区※〕	活動拠点	町内会名(76福祉委員会)	備考
東山地区社協 〔東山中学校区〕	北部福祉センター	里、井畑、石橋、橋目、柿碓、尾崎、宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	東栄、今本の2町内会は、東栄・今本町福祉委員会として活動
中部地区社協 〔安城北中学校区〕	中部福祉センター	今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	
作野地区社協 〔篠目中学校区〕	作野福祉センター	住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅	美園、二本木新町、三河安城の3町内会は二本木連合福祉委員会として活動
中央地区社協 〔安城南中学校区 (石井町を除く)〕	総合福祉センター	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、未広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	
安祥地区社協 〔安祥中学校区〕	安祥福祉センター	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	
西部地区社協 〔安城西中学校区〕	西部福祉センター	下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	二本木、緑、三河安城本町の3町内会は二本木連合福祉委員会として活動
明祥地区社協 〔明祥中学校区 (石井町を含む)〕	明祥福祉センター	石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	
桜井地区社協 〔桜井中学校区〕	桜井福祉センター	藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、館出、鹿乗、小川、三ツ川	

※地区社会福祉協議会と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(令和5(2023)年10月1日現在)



(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、県知事が定める区域(概ね中学校区)ごとに民生委員・児童委員協議会(以下「地区民協」という。)を組織しています。また、主任児童委員は、各小学校区に1人が配置されています。

なお、次表には、民生委員及び主任児童委員の人数を記載しています。

市域で組織される安城市民生委員・児童委員協議会では、次の11項目を、令和5(2023)年度の活動重点事項として定め、積極的に取り組んでいます。

- ① 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ② 災害時ひとりも見逃さない運動の推進
- ③ 福祉活動への住民参加の促進
- ④ 児童虐待防止活動の推進
- ⑤ 高齢者虐待防止活動の推進
- ⑥ 障害者虐待防止活動の推進
- ⑦ 研修への取組強化
- ⑧ 情報の共有・管理保護の徹底
- ⑨ コロナ禍後の活動の充実
- ⑩ 関係機関との連携
- ⑪ 地区民協の活性化(交流会等)

表2-8 地区民協構成人数

地区	民生委員数 (人)	主任 児童委員数 (人)	計 (人)	担当地区 [概ねの中学校区*]
東山地区民協	27	3	30	東山中学校区
中部地区民協	37	4	41	安城北中学校区
作野地区民協	27	2	29	篠目中学校区
中央地区民協	38	2	40	安城南中学校区
安祥地区民協	22	2	24	安祥中学校区
西部地区民協	25	4	29	安城西中学校区
明祥地区民協	12	2	14	明祥中学校区
桜井地区民協	19	2	21	桜井中学校区
計	207	21	228	

※地区民協と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(令和5(2023)年10月1日現在)

(3) 市社協ボランティアセンター、市民活動センター

市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、昭和53(1978)年10月にボランティアセンターを設置しました。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。

ボランティアセンターの団体登録は、ボランティア活動を主とした団体のほか、市民(または自主)活動を主としながらボランティア活動も行う団体や、NPOなどが登録されています。また、個人のボランティア登録者には、個人でボランティア活動を行う人のほか、災害ボランティアコーディネーターも含まれています。

市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として平成17(2005)年1月に設置され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や、団体の自立を支援しています。

また、本市では、国や県に認可を受けたNPOが保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。

表2-9 市社協ボランティアセンター登録数

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
登録団体数(団体)	222	217	210	204	206
個人登録者数(人)	362	263	219	274	182

(各年3月31日現在、令和5(2023)年は10月1日現在)

表2-10 市民活動センター登録数

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
登録団体数(団体)	446	449	451	445	440

(各年3月31日現在、令和5(2023)年は10月1日現在)



(4) 市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は昭和27(1952)年に設立され、昭和43(1968)年に社会福祉法人の認可を受けています。

市社協では、第1次地域福祉活動計画で地区社協の区域ごとにコミュニティワーカーを配置することを定め、町内福祉委員会の活動を支援してきました。また平成27(2015)年度から市より生活支援体制整備事業を受託するとともに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした地域でのサービス・支援の創出に努めています。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として、次表に掲げるように、市からの委託事業や福祉センター等の指定管理業務を行うなど、多様な福祉事業を展開しています。

表2-11 市社協の主な事業(※は本市の委託事業または指定管理業務)

町内福祉委員会等の活動支援	成年後見支援事業
地区社協の運営支援	福祉センター・社会福祉会館の事業運営、福祉避難所の運営 ※
広報紙の発行	児童センターの事業運営※
福祉教育の推進	身体障害者デイサービスセンターの事業運営 ※
車いす・車いす移送車貸出し事業	生活支援体制整備事業 ※
ボランティアセンター事業・災害ボランティアセンターの運営	介護予防事業 ※
善意銀行事業	自主防災組織支援事業 ※
生活福祉資金等の貸付け	後見支援センター※
訪問介護等事業（ホームヘルプサービス）	障害相談支援事業 ※
福祉介助サービス事業	地域包括支援センター事業 ※
福祉サービス利用援助事業	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ※
心配ごと相談等相談事業	安城市共同募金委員会としての事業
ふれあいサービスセンター事業	日本赤十字社安城市地区としての事業
居宅介護支援事業	福祉まつり実行委員会としての事業

【社会福祉法（市町村社会福祉協議会関係部分）】

(市町村社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会

住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、平成9(1997)年度から平成12(2000)年度にかけて、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協の発足を支援し、担当職員をコミュニティワーカーとして配置してきました。

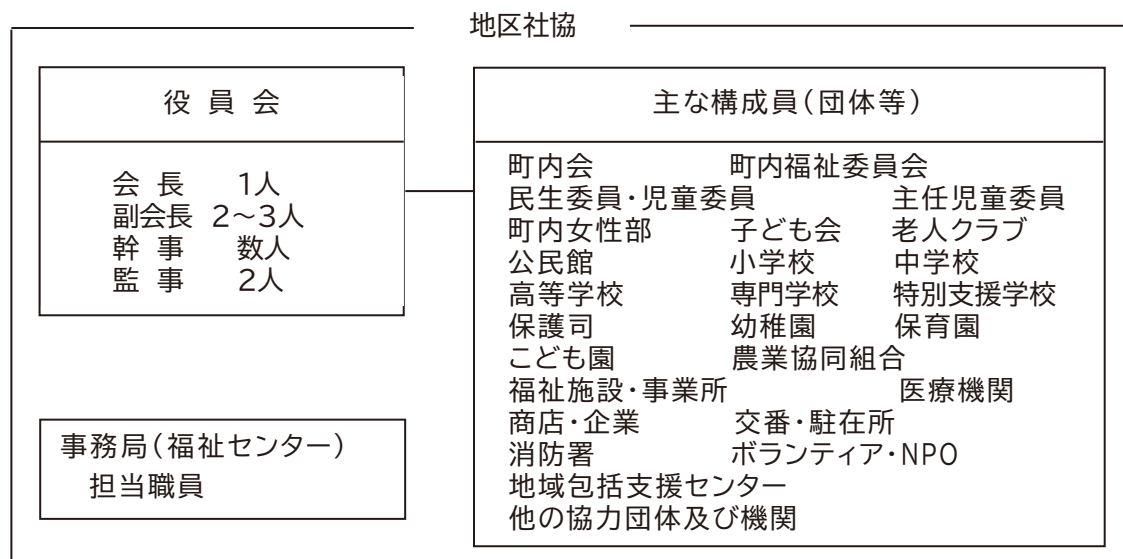
町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、平成28(2016)年度までにすべての町内会で町内福祉委員会が発足しました。

日常生活のなかで共助を推進する組織である町内福祉委員会の活動を支援し、地域福祉活動を推進しています。

表2-12 地区社協の主な事業

区分	事業内容
小地域福祉活動の支援	町内福祉委員会の活動支援 ボランティアの育成・支援
啓発活動	勉強会・福祉講座等の開催 広報紙の発行 講演会等イベントの開催

図2-5 地区社協の組織図(例)





3 地域福祉活動の特徴

(1) 地区社協の区域（概ね中学校区）を福祉圏域とした活動展開

市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進しています。

市内すべての町内会に町内福祉委員会が発足しており、サロンなどのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動のほか、福祉マップの作成、見守り活動の支援といった様々な小地域福祉活動に、地域の実状にあった方法で取り組んでいます。本市では、この町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能しています。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的な小地域福祉活動の実践

各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいます。また町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年、進行管理を行っています。

[町内福祉委員会の活動事例]

- ① 見守り活動(見守りが必要な人の実態調査、個別訪問等によるニーズ調査、福祉マップ・住民支え合いマップの作成など)
- ② 高齢者等への個別支援(買い物支援、ゴミ出し支援、認知症高齢者の見守り支援など)
- ③ 高齢者等の居場所づくり活動(ふれあい交流会、サロン活動など)
- ④ まちの安全と安心を守る取組(小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など)
- ⑤ 福祉学習活動(まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど)
- ⑥ 広報・啓発活動(広報紙、講演会など)

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

本市では、平成27(2015)年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、職員を配置しました。多様な社会資源の発掘や、生活支援ネットワーク会議の開催を通じたネットワーク化を図っています。

これらの取組の成果として、町内福祉委員会を中核としつつ、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動が展開されています。

[生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例]

- ① 生活支援ネットワーク会議
 - ・ 地区社協の区域で毎年2回以上、会議を開催。高齢者の生活支援を行う住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、農業協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっています。
 - ・ こうした取組の成果もあり、サロン活動の数は80箇所(平成27(2015)年度)から新型コロナウイルス感染症が発生する前には195箇所まで増加

し、令和4(2022)年度末には207箇所まで増加しています。

- ・また、毎月開催型のサロンが一般化。中には、毎週開催型や毎日開催型(カフェ形式)のサロン活動も生まれています。さらに、町内健康体操教室も市55箇所で開催されています。

② あんじょうコミュニティEXPO

- ・企業・専門職が連携して住みよい地域の実現を目指すため、生活支援活動や介護予防事業など互いの取組について情報共有する機会として「あんじょうコミュニティEXPO」を年2回開催しています。

③ 高齢者見守り事業者ネットワーク

- ・地域において生活支援や見守り活動を行う民間事業者等と市・市社協が協定を締結しています(令和5(2023)年9月末時点で47企業・団体)。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動等の場(体操教室、サロン等)へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行っています。

⑤ あんじょうコミュニティBOOKの発行

- ・市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信しています。

(4) 地域共生社会の実現に向けた先駆的取組を展開

市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開しています。

一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援をはじめ、障害のある人や生活困窮者への見守りや生活支援のほか、高齢者の買い物移送サービスの実施など、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられます。



2-3 これまでの施策の主な実施状況と課題

第4次計画の主な成果と課題を、基本目標別に整理しました。内容は次のとおりです。

基本目標 1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
17	0	17	0

主な実施状況

■すべての推進施策・事業を実施することができました。

- コロナ禍の影響もある中、76町内福祉委員会中ほとんどの町内福祉委員会が全体研修会に参加することができました。一方で、民生委員による安否確認・見守りについては、コロナ禍の影響による活動制約があり、ここ数年、訪問件数が伸び悩んでいます。
- 地域見守り活動推進事業は、すべての町内会で実施することができました。また、コロナ禍にありながらも、感染症対策を取りながら再開するサロンも増え、地域で月1回以上開催されているサロン実施箇所数は着実に増加し、目標を大幅に超えるような結果が得られています(平成29(2017)年度:127箇所⇒令和4(2022)年度:207箇所)。
- 地区社協が主催する地域福祉活動勉強会開催事業についても、目標を上回る回数で実施しており、福祉制度や施設の理解促進、また町内福祉委員会同士の情報交換などを行い、地域福祉活動の参考となる情報の提供に努めることができました。

主な課題

- メンバーの固定化や高齢化が進み、同一人物が長年にわたって会長職を担わざるを得ないような町内福祉委員会が見受けられます。また、依然として町内会への加入率の伸び悩みが続いています。このため、各町内福祉委員会の組織力の強化と活動の活性化を図っていく必要があります。
- コロナ禍で仕事が減って家計急変に苦しむ外国人市民が顕在化し、コロナ特例貸付の申請時など、言葉や文化の違いの壁に苦慮するような場面も多々生じました。外国人市民に対する地域情報等の提供の重要性も改めて浮かび上がりました。
- 8050問題や高齢化・少人数世帯化、生活困窮者問題など、地域福祉課題が複雑かつ複合化するなか、複合的生活課題を抱えた世帯にも目を向けた地域福祉活動が求められており、そのためには、様々な分野の機関・団体が連携しやすくなるような、包括的支援体制の整備を行う必要があります。
- 民生委員による訪問件数が伸び悩んでいます。また、コロナ禍で、多くの会場で休止していた介護予防教室を再開する会場も増えているものの、コロナ禍以前の会場数までには至っていません。このように、民生委員の訪問活動や地域での介護予防事業など、コロナ禍で停滞してしまっている地域福祉活動を再始動・活性化させることが課題となっています。

**基本施策
1-2**

地域における連携と協働の推進

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
8	0	8	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域見守り活動推進事業の取組や個別ケースの支援を通じ、町内で活動する組織(町内福祉委員会、民生委員、老人クラブ、ボランティアなど)相互の連携体制づくりを進めてきました。 ●平成27(2015)年度に各地区社協単位に配置した生活支援コーディネーターは、目標回数を上回る形での「生活支援ネットワーク会議」の開催を通じて、多様な社会資源の発掘とネットワーク化に努めてきました。 ●高齢者については、地域包括支援センターが中心となり、地域・介護・医療などの関係者を集めた地域ケア個別会議を通じて、町内の要支援者について、専門職とともに検討することができました。 ●サロン活動者情報交換会や生活支援ネットワーク会議、市民活動センターや市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネートなどを通じて、福祉事業者と関係団体等との交流、施設や事業所同士の関係づくりや住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチングを進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のみならず、障害のある人や子どもに係る事例、生活困窮に関する事例についても、町内福祉委員会と地域包括支援センター、障害相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、地区社協、福祉事業者等と連携した地域ケア個別会議等の開催を進めていく必要があります。 ●高齢者の増加や社会環境の変化に伴う複合的な生活課題を抱える世帯の増加など、地域生活課題が複雑化している一方で、町内福祉委員会のメンバーは高齢化や担い手不足の傾向があります。こうした状況の中、地域福祉活動を充実させていくためには、福祉事業者やNPO、当事者団体、民間企業など、多様な主体が地域福祉活動の担い手になっていくことや、町内福祉委員会との連携・協働をさらに進めていくことが求められます。



**基本施策
1-3**

地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
19	0	19	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍以降、自主防災組織による防災訓練回数は大幅に減少していますが、自主防災リーダー養成研修事業の受講者は目標値には達しなかったものの、着実に増加しています。 ●中学生対象の防災教室を市内すべての中学校で実施することができました。また、家具転倒防止のための講演や訓練等についてもほぼ目標通りに実施することができたこともあり、家具転倒防止器具取付設置世帯数は、令和4(2022)年度に大幅に伸びました。 ●避難行動要支援者支援制度の啓発を進めたことで、避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数は目標数を上回る結果が得られています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震診断や木造住宅耐震改修費補助事業の件数は、所有者の高齢化が進んでいることもあり伸び悩んでいます。また、木造住宅耐震シェルターの普及はほとんど進んでいないのが実状です。引き続き防災意識を高め、住宅の防災・減災を進めていく必要があります。 ●避難行動要支援者支援制度については、令和3(2021)年の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、同計画のモデルケースを作成するなど、計画作成に向けた取組を推進していくとともに、発災時に着実に支援行動ができるよう機能させていく必要があります。 ●特殊詐欺など主に高齢者をねらった犯罪が多発していることから、安全安心情報メールなどによる被害状況の周知や防犯講話、各種キャンペーンを通じた啓発活動を行う必要があります。また、地域ぐるみの防犯体制づくりを活性化していく必要があります。

**基本施策
1-4**

生きがいと社会参加の創出

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
14	0	14	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者教室やシルバーカレッジなどが令和2(2020)年度は休止となり、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の参加人数がコロナ禍以前よりも少なくなるなど、コロナ禍の影響を大きく受けた事業がありました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で、外出を控え、閉じこもりになってしまった高齢者や障害のある人等が少なくないだけでなく、子どもの運動能力の低下も問題視されています。コロナ禍以前のように様々な形で社会参加したり、身体を動かしたり、交流したりする機会を創出し、参加を促進していく必要があります。 ●定年延長が社会的に進められているなか、高齢期を迎えてもイキイキと就労したり、社会参加したりできる機会を設けていく必要があります。 ●ひきこもりやニートの高齢化傾向に伴い、若年無業者等の就労支援等を引き続き進めていく必要があります。

基本目標 2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう
 - 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり -

**基本施策
2-1**

福祉のこころの醸成

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
10	0	10	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あじょう社協だよりや市内全域に開催している研修会、地区社協単位で開催している勉強会に加え、地区社協主催の福祉学習、小中学校における福祉学習、福祉まつりなどを通じて、住民や子どもの福祉に対する啓発と福祉のこころの醸成を進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で小中学校における福祉学習が一時減少しました。また、福祉まつりは、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は開催中止となりました。令和4(2022)年度には再開したものの、規模を縮小しての開催であったため、コロナ禍以前の参加者数には到達しませんでした。 ●「福祉のこころ」を培うことは、地域共生社会の実現において不可欠であることから、地域や学校現場における福祉教育を引き続き進めていく必要があります。 ●福祉教育の講師団体が高齢化していることから、講師と協力者の発掘と育成が課題になっています。

**基本施策
2-2**

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
22	0	22	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内福祉委員会全体研修会やあじょう社協だより、市民活動センターのSNSなどを通じて、地域福祉活動や市民活動などに関する情報提供を進め、活動参加の呼びかけを行ってきました。 ●市民活動センターや市社協ボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、地域福祉活動へのきっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。 ●市民活動補助制度やボランティア活動助成事業、地域福祉活動助成事業などにより、地域福祉活動等を担う団体やボランティア団体・市民グループの活動を資金面から支援してきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体やボランティア等による多様な活動が活発化するよう、引き続き情報提供や相談、人材発掘・育成面や資金面、活動場所など多様な地域福祉活動等の支援を進めていく必要があります。



**基本施策
2-3**

セルフヘルプ、当事者力の向上支援

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
9	0	9	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当事者団体同士がお互いの活動を知り合うための情報交流と意見交換の場として関係団体等の懇話会を開催するなど、当事者団体の活動の支援に努めてきました。また、相談や必要な情報提供など、新たな当事者団体の設立支援を進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者団体の一つである老人クラブはクラブ数・会員数の減少傾向が続いており、組織力の強化と担い手の確保が課題となっています。ほかの当事者団体でも同様の課題を抱えている団体もみられます。

**基本施策
2-4**

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
3	0	3	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成28(2016)年4月に明祥福祉センターが開館したことにより、すべての中学校区で福祉センターが開設されました。また、令和3(2021)年から令和4(2022)年にわたり、老朽化した総合福祉センターの改修を行いました。中学校区ごとに福祉センターが整備されていることは、本市の大きな資産であり特徴になっています。地域住民にとって、福祉センターが地域福祉活動拠点として利用しやすい施設となるよう、利用推進委員会の開催などを通じてより良い施設運営に努めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、長期間にわたって快適かつ安全に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、施設の維持管理及び修繕を計画的に進めていく必要があります。 ●身近な地域福祉活動の拠点となる町内公民館の中には老朽化が見られる場所や、バリアフリー未対応の場所もあることから、引き続き、町内福祉委員会や地域住民にとって快適に利用できる施設となるよう、建設・改修の支援をしていく必要があります。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
7	0	7	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市や市社協の広報紙や市公式ウェブサイトへの掲載、情報誌(「福祉のあらし」やパンフレット「高齢福祉サービス」など)の配布等により、福祉サービスに関する情報を提供しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4(2022)年度に市民向けに実施したアンケート結果によれば、65歳以上の高齢者のうち、福祉に関する情報が「あまり入ってこない、入ってこない」と答えた人は3割以上を占めています。また、福祉に関する知りたい情報があっても、情報を得ていない方も少なくないことから、必要とする人に福祉に関する情報が届くよう、引き続き提供方法・手段等を工夫していくことが課題となっています。

基本施策 3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
13	0	13	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施・着手することができましたが、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する各種相談業務は、市の専門相談窓口で対応しているほか、市社協でも多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。 ●高齢者の相談支援に関しては、地域包括支援センターが核となり、多職種が集まって地域ケア会議を開催できています。 ●障害のある人については、基幹相談支援センターを中心として、指定特定相談支援事業所6事業所、指定障害児相談支援事業所3事業所及び地域包括支援センターが適切な相談支援サービスを実施しています。 ●高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者など、個々の分野での相談窓口の周知と充実に努めてきました。一方で、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯の相談支援を進めるため、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的相談支援体制の実現、ひいては地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対処するため、重層的支援体制整備事業の構築を進めていく必要があります。



**基本施策
3-3**

公的な福祉サービスの充実

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
18	0	18	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者福祉計画・介護保険事業計画(あんジョイプラン)、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画などに基づき、高齢者に対する福祉サービスや障害のある人に対する福祉サービス、子ども・子育てに対する福祉サービスなどの充実に努めてきました。また、高齢者施設や障害者施設の整備や福祉人材の確保などを進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉ニーズは多様かつ複雑化しており、ケースによっては、高齢者、障害のある人、子ども・子育て支援等の福祉サービスについて、分野横断的に対応する必要があり、迅速に重層的支援体制整備事業に着手して、体制構築を行う必要があります。 ●共生型サービスについては情報の収集にとどまっていることから、共生型サービスへの転換を促進するのかどうかを含めて検討する必要があります。

**基本施策
3-4**

セーフティネットの整備

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
15	0	15	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者への支援や権利擁護事業の実施、虐待防止や自殺対策の推進など、セーフティネットの整備に努めてきました。 ●特にコロナ禍で生活困窮する人・世帯の大幅な増加に伴い、生活相談や各種給付金・コロナ特例貸付等の生活支援を実施しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ特例貸付の手続きや相談者が激増しましたが、今後は、増加する償還に関連する業務への適切な対応を行うための職員体制の構築が求められます。 ●単身世帯や認知症高齢者の増加や家族のつながりの希薄化が進行する中、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用対象者の増加が予想されることから、制度の周知を図るとともに、専門機関等と連携して対象者の生活を支えていくための体制強化を進めていく必要があります。 ●不登校や引きこもり等の家庭訪問要支援児童生徒が年々増加していることから、社会福祉士の資格などを有するスクールソーシャルワーカーを拡充するなど、支援体制の充実を図ることが課題となっています。 ●後期高齢者の増加にともなって徘徊が危惧される認知症高齢者も増えてきていることから、徘徊高齢者検索システムに代わるような安否確認システムなどの導入と普及を進めていく必要があります。

**基本施策
3-5**

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
10	0	10	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているという認識のもと、保健や医療、福祉の関係機関のより緊密な連携に努めてきました。 ●発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている中、療育関係機関連絡会を安城市発達支援ネットワーク会議とし、年2回定期的に開催してきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的相談支援体制の実現、ひいては地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対処するため、重層的支援体制整備事業に着手する必要があります。【再掲】 ●発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている状況に対応するための連携体制の構築が課題となっています。 ●支援機関相互の連携強化と効果的な情報共有が図れるようになった一方で、連携が十分できていない分野も残されています。 ●包括的な相談支援体制や分野横断的な福祉サービスも、迅速に重層的支援体制整備事業に着手して、体制構築を行う必要があります。

**基本施策
3-6**

高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
12	0	12	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました(令和元(2019)年度をもって廃止したりフォームヘルパー派遣事業を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校施設や保育施設といった公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、道路の段差解消や車いす移送車の貸出、あんくるバスにおける低床・ノンステップバス車両の導入といった交通のバリアフリー化、住宅のバリアフリー化、後期高齢者や障害のある人の運賃無料乗車などを進めてきました。 ●障害のある人に対してもタクシー料金の一部を助成しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護・要支援認定を受けている在宅高齢者に対し、外出支援として一般的なタクシーに乗車する際の料金を、一部助成する高齢者一般タクシー助成を令和3(2021)年8月から開始していますが、高齢者の運転免許証の返納が増加することに伴って、買い物など日常生活における移動手段に困る市民がますます増加していくことが予想される中、高齢者等に対する新たな移動支援サービスの実施を検討する必要があります。



2-4 アンケート結果

1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたっては、市民及び福祉サービスを提供している事業者に対してアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

なお、詳細は令和5(2023)年6月に公表した報告書のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の目的

市民の福祉に関する意識、日常の暮らしの悩みや不安、地域における福祉活動等の現状等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民3,000人

調査方法 郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期 令和4(2022)年11月22日(火)～12月12日(月)

③ 調査票の回収状況

回収状況は次のとおりです。

A:配布数	B:有効回収数	C:有効回収率(%) C=B/A×100
3,000	1,383	46.1%

(2) 事業所アンケート

① 調査の目的

地域において福祉サービスを提供している事業所を対象に、サービス利用者の生活課題、他の関係機関との連携の現状等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所290事業所

(内訳) 介護保険サービス事業所 186事業所

障害福祉サービス事業所 104事業所

調査方法 郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期 令和4(2022)年11月22日(火)～12月12日(月)

③ 調査票の回収状況

回収状況は次のとおりです。

A:配布数	B:有効回収数	C:有効回収率(%) C=B/A×100
290	206	71.0%

2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果から整理した現状と主な課題は次のとおりです。

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

【現状】

福祉に関する情報を知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。

【課題】

情報を必要とする人に情報が届くように、情報の提供方法や相談体制を充実していく必要があります。

(2) コロナ禍で停滞した活動の再始動・活性化

【現状】

地域行事や地域の福祉活動はやや停滞傾向がみられました。コロナ禍の影響が大きいと考えられます。

【課題】

コロナ禍の影響により停滞した活動の再始動・活性化が必要です。

(3) 近所付き合いの希薄化への対応

【現状】

近所付き合いについては、あいさつ程度の軽い近所関係を望む人が増える傾向にあります。

【課題】

緊密ではない近隣関係が望まれる傾向にあり、近所付き合いの希薄化への改善策を検討する必要があります。

(4) 複合化した地域生活課題を抱えている人の増加とそれに対応するための多様な社会資源との連携の深化

【現状】

老老介護・認認介護やひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複合的な地域生活課題を抱えている人を見聞きした市民は少なくなく、身近な問題になりつつあります。

【課題】

地域だけではすべての支援ニーズに応えることができない場合もあるため、専門機関につなぐことや多様な社会資源との連携を深めていく必要があります。



(5) 「支援して欲しいこと」と「自分ができること」における隔たり解消のための支援

【現状】

困りごとを抱えたときに自分が支援して欲しいことと、近所に頼みごとやお手伝いをしたこと(自分ができること)との間にはギャップがみられます。

【課題】

『自分が困ったときに支援して欲しい割合』が、『ご近所に頼まれて自分ができることの割合』よりも高いケース(災害時等の緊急時の支援、関係機関の紹介など)について、何かしらの支援策を検討する必要があります。

(6) 地域福祉活動に関わる人材の確保(潜在層の掘り起こし)

【現状】

地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人が相当数存在しています。

【課題】

こうした地域福祉活動等への潜在的な参加希望者を発掘し、活動への参加に結びつけるため、今後とも町内福祉委員会やボランティアなどの必要性等にかかわる啓発を継続していく必要があります。

(7) 関係機関と連携して地域生活課題の解決につなげる仕組みの整備・充実

【現状】

介護保険サービス事業所の利用者は、健康、介護、買い物や通院、生活費、家族のこと、障害福祉サービス等事業所の利用者は、加えて子育て、教育、仕事のことなど、様々な不安を抱えています。

また、多くの福祉サービス事業所では、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、“担当分野以外の困りごと”(複合的な地域生活課題)を抱えている人を見聞きしている実態があります。

【課題】

“担当分野以外の困りごと”を把握したとき、多くの事業所では「他の機関につなぐ」といった対応を行っているという回答しているものの、引き続き、連携協働をさらに強化していく必要性があります。

また、多様化・複合化する“地域生活課題”を把握した際に、関係機関と連携して解決につなげる仕組みを整備・充実していく必要があります。

3 地域福祉関係団体ワークショップの開催と主な意見

今回は、福祉サービス事業所に対するアンケート調査に加えて、子ども・若者を対象とした活動を中心に市内で活動されている地域福祉関係団体の方にお集まりいただき、地域福祉計画策定に関連したテーマについて意見交換していただきました。以下はその結果概要と主な意見です。

(1) 地域福祉関係団体ワークショップ開催概要

① 開催の目的

地域福祉関係団体の皆様からのご意見等を把握し、地域福祉計画策定にあたっての基礎資料とするため、特に各団体で“見聞きした・相談を受けた”という複雑化・複合的な生活課題を抱えている人・家族を視野に入れつつ、地域福祉の課題やこれからのあり方などについて意見交換を行いました。

② 開催概要

参加団体	子ども・若者を対象とした活動を中心に市内で活動する団体10団体
討議方法	下記の2テーマについて、それぞれのグループで討議 テーマ1： 目指すべき地域共生社会とは？団体でできることは？ テーマ2： 私の団体の利用者(対象者)が抱えている問題点・困っていること(※特に複雑化・複合的な生活課題)
開催日	令和5(2023)年7月12日(水)

(2) 地域福祉関係団体ワークショップでの主な意見

【テーマ1】 目指すべき地域共生社会とは？団体でできることは？

- コロナ禍の影響は大きく、ソーシャルディスタンスによって人間関係が希薄になった。そこを見直し、いかにご近所づきあいを上手にしていかが大事である。おせっかいに感じることもあるが、他の人々を見守る姿勢は非常に良い要素である。
- 従来から行われている障害のある人や子どもへの支援活動は、現代の社会には適応しきれていない場合がある。今風に仕組みを見直していくことが必要である。
- 地域共生社会の概念を考えると、高齢者、障害のある人、子どもも含め、その対象は多岐にわたる。LGBTQ、外国人市民、無戸籍の子などいろいろな属性がある。そうした多様性を受容していくことが、地域共生社会ではとても重要なこと。
- 共に生きるとは、協力し合って生きること。
- 見えていない課題こそ対応するのが福祉の使命。今できていない・対応できていないことには、ある意味でのおせっかいが必要。何らかの手助けを必要とする人には何かしらのアクションが必要である。
- あわせて、地域で包摂する空気感、雰囲気づくりも重要である。やさしい雰囲気を作成する必要がある。
- 地域共生社会への取組は行政と民間の連携が必要である。個別の問題解決には時間がかかることを覚悟する。
- 行政と民間の連携により、企業や団体もそれぞれが助け合う社会を築くことが望ま



しい。行政が関与すれば信用がつく。民間が関与することで継続性が確保できる。
○共生社会を実現するためには、関係者がみんなで(官民セットで)話し合う場が必要である。様々な対象者が存在するため、一人では問題解決は難しいので、関係者全員が協力して議論することがとても大事である。

【テーマ2】 私の団体の利用者(対象者)が抱えている問題点・困っていること

- 団体の利用者(対象者)や家族は、不登校、病気、障害、若年性認知症、生活困窮など、実に様々な問題に直面している。
- 企業も課題として捉えている。企業経営の側も、社員が健康で働ける環境づくりを求めている。地域福祉の中で企業との関係性を改めて考えてみる必要がある。
- 生活困窮も重要なテーマであり、そのためには安定した雇用と経済的な不安の解消が求められる。
- 本人と支援者の不一致の問題が存在する。多くの人に支援できていない。誰が支援するかは“本人”が決める。また、特定の支援者に依存が集中するという問題もある。
- 個別の支援に関しては、専門家や支援者の話すリズム、気が合う、合わないなど、信頼関係の構築が重要である。
- 支援物資やサービスの提供においても、本人のニーズに合わない場合には喜んで受け入れることが難しいため、本人と支援者のニーズの一致を図る必要がある。
- 対話や家族間の話し合いが重要、また、企業や行政、地域全体でメンタル面の学びやサポートが行われることが望ましい。
- 問題を抱えている当事者を中心に据えて、支援者や行政、社協の人の参加を含めた協力体制を築くことが重要である。民間の支援だけでは一点集中になり、行き詰まってしまう可能性がある。だからこそ、行政との協力が必要である。
- 伴走支援まで進んでしまうと、一人の方に対する時間やリソースが限られてしまう。
- 支援者の不一致が生じた場合には、別の人を派遣する必要があるため、情報共有と全体の把握が重要となる。できる人に集中するのではなく、情報を共有できることが望ましい。
- 個人情報の適切な取り扱いとプライバシー保護は重要な課題となる。



地域福祉関係団体ワークショップ 意見交換の様子

2-5 本市の地域福祉の主要課題

本市における地域福祉の主要課題を、次のとおり整理しました。

(1) 複雑かつ複合的な地域生活課題の解決に向けた「重層的支援体制」の構築

高齢者とひきこもりの8050問題、子育てと介護のダブルケア、さらには子どもの貧困やヤングケアラー問題など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化しています。

このような多様な支援ニーズに対応するには、個人や世帯が抱える様々な地域生活課題に包括的に対応していくことが必要となっており、行政をはじめとした多様な専門機関が「縦割り」から「分野横断」的に、連携し協働していくことが求められています。また、個人支援から家族支援にも目を向けた小地域福祉活動や地域に出向いて伴走支援していくアウトリーチ型の相談支援も必要です。

そして、多様な個人や世帯(家庭)が抱える様々な地域生活課題に対して、属性や世代を問わず、断ることなく包括的に支援していく「重層的支援体制整備事業」の構築が必要です。

(2) 共助による小地域福祉活動のさらなる進化

「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しています。また、軽度の認知症状など公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在しています。こうした課題の多くは、家族や地域などのつながりが希薄化する中で表面化してきたものであり、その解決には、地域における人と人とのつながりの再構築と住民がつながり支え合う取組を育んでいく必要があります。

このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという気持ちを一人ひとりの住民がもち、地域福祉活動に一層力を入れて取り組んでいく必要があります。この「我が事」の姿勢は、地域生活課題を抱えている人や世帯を誰一人として取り残すことなく発見し、専門機関等による相談支援につなげていくための第一歩として必要な姿勢です。また、見守りや声かけなどの支え合い・助け合いの小地域福祉活動は、(1)で課題としてあげた重層的支援体制整備事業を実質的に機能させていくうえでも必要です。

(3) 地域共生社会の実現

上記の(1)(2)で示した重層的支援体制整備事業の構築と小地域福祉活動を両輪として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

一方、安全・安心な地域社会づくりにおいて、我が国では刑法犯認知件数や初犯者は大幅に減少しているにもかかわらず、再犯者は微減にとどまっており、いかに再犯者を減らすかが大きな課題となっています。社会的孤立や困窮などが再犯の原因となっていることから、犯罪や非行をした人の「立ち直り」を社会全体で支える“誰一人取り残さない地域社会づくり”が求められています。



(4) 移動手段の確保や見守り活動など、ひとり暮らし高齢者等への対応

本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯が増加することが予想されます。これに伴い、「老老介護」「認認介護」「孤立死」などの社会問題が顕在化することが懸念されます。また、通院や買い物等の移動手段がなく、日常生活に支障があると感じている人・世帯が増加しつつあります。さらに、認知症などの要支援・要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。

こうした状況の中、これまで本市では、孤立死を出さないまちづくりの実現に向け、市社協とともに地域での見守り活動といった小地域福祉活動を推進してきました。これまでの取組をより充実させつつ発展的に展開していくためには、町内福祉委員会だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも協力を求め、多様な社会資源の連携・協働による地域福祉活動の推進が必要です。

また、日頃の見守り活動や通院・買い物等の支援等を行う住民と、福祉や医療などの専門機関が連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを地域ぐるみで支えていく取組が求められています。さらに、あんくるバスの利便性の向上など、公的な外出・移動支援の充実が求められます。

(5) 地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応

本市においてもライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄化しています。このため、これまで地域コミュニティが担っていた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる保護者や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域の中で孤立しがちな状況にあります。

虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う居場所づくりなどの日常的な支援が求められています。

(6) 障害のある人が地域で生活しやすい社会基盤づくりへの対応

障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが理想です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害のある人が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。特に、発達障害やその疑いのある子どもや精神的な疾患を抱えている人が増加傾向にある中、家族や周囲からの理解が得られずに悩んだり、苦しんだりしている人も少なくないと思われます。

このため、「誰一人取り残さない地域社会づくり」に対する住民の一層の理解を促すための啓発や生活を支援するための社会資源の充実を図っていく必要があります。

(7) 社会問題となっている 8050 問題や子どもの貧困問題等への対応

失われた10年、就職氷河期などを背景に増えた未就労者や非正規雇用者、ニートやひきこもりが40歳後半から50歳の年齢を迎え、年老いた親との同居で地域社会と隔絶する形で介護問題も抱えつつ貧困生活を送る「8050問題」などが社会問題となっています。また、経済格差等を背景に、子どもの貧困やヤングケアラー問題についても社会問題として認識されるようになってきました。

こうした問題は、本市内でも見受けられるようになっており、近い将来、大きな地域福祉課題となることが懸念されることから、その対応が求められます。また、そのためには、「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えた小地域福祉活動、属性や世代を問わない相談支援の展開が必要です。

(8) 複合的な支え合いの仕組みづくりと“助けられ上手”の生活文化の醸成

住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となることができることから支援したいという思いを持った人も潜在的に相当数存在していることはアンケート調査の結果からも明らかです。

そこで、様々なニーズにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを活かして地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、見守り活動やサロン活動をはじめとする多種多様な支え合いによる複合的な仕組みづくりが求められています。

また、福祉は支え手と受け手の共同作業です。このため、身近な要援護者をできる範囲で日常的に見守り、助けていこうという支援者側の積極的な意識・姿勢と同時に、当事者が支援者に上手に働きかけられるようにする(当事者が“助けられ上手”になる)意識・姿勢が重要です。この双方の意識・姿勢を地域社会の生活文化として根付かせつつ、小地域福祉活動を定着化させていくことが必要です。

(9) わかりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり

アンケート調査結果からもわかるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実状です。福祉で困ったときにどうするかという点をわかりやすく伝えるため、身近な地域での相談窓口の周知・徹底と、相談支援の体制づくりの充実が必要です。

また、行政だけでなく、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの関係機関・団体の取組について、それらが専門的な内容であってもわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。



(10) 地域による安全・安心なまちづくりの推進

災害時に一人で避難行動を起こすことや避難生活を送ることが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者は、避難状況や時期によって求められる支援が異なるため、きめ細かな対応が必要です。自助としての避難行動要支援者本人と家族による備えは重要ですが、地域の連携による日頃からの安否確認や地域での見守り活動など共助の強化が求められています。

また、高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しています。併せて、高齢者や障害のある人など消費者被害のリスクの高い人も増えています。このため、消費者被害の防止や消費生活相談の充実、認知症や障害などの理由により判断に支援が必要な人の権利を守るための成年後見制度の利用促進など、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。

(11) コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動

コロナ禍にあっても地域住民や事業者等と、たゆまぬ努力を積み重ねて、地域福祉を進めてきましたが、その一方で、地域の行事や福祉活動は少なからず停滞傾向であったことも事実です。

そこで、コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動の再始動とさらなる充実・発展が求められます。また、住民支え合いマップの作成や自主防災組織活性化事業など、かつてモデル的に実施してきた事業について、それらの意義を評価し、再展開や水平展開していく必要があります。

